

(1) 小電力データ通信システムに係る制度整備

ア 2.4GHz帯小電力データ通信システムの無線設備の技術基準の改正

2,400MHz～2,483.5MHz帯の小電力データ通信システムの無線設備について、技術基準を改正する。

(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の20第1号)

イ 2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術基準適合証明等に関する試験方法の改正

2,400MHz～2,483.5MHz帯の小電力データ通信システムの特定期無線設備の技術基準適合証明等に関する試験方法について改正する。

(平成16年総務省告示第88号)

(2) 公布・施行時期

本年10月頃の見込み

令和4年の規制改革推進会議において、欧米との調和を踏まえ、省略可能な試験項目については削除等の見直しを行い、令和4年度中に結論を出し、速やかに措置を講ずることとなった。

第一部：当面の規制改革の実施事項

Ⅱ 各分野における実施事項

1. スタートアップ・イノベーション

コ イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

総務省は、「情報通信審議会2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループ」において、事業者の意見も聴きつつ、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直しを行う。具体的には、技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性について検証し、欧米との調和を踏まえ、省略可能な試験項目については削除等の見直しを行う。また、日本特有の事情がない場合においては、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験自体を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。令和4年度中に「情報通信審議会2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループ」の検討結果を受けて、「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において結論を得る。あわせて、「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、登録証明機関によって認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。

出典：令和4年12月22日付けの「規制改革推進に関する中間答申」

我が国の基準認証制度における無線LAN等（無線LAN及びBluetooth）の認証において、総務省令で定める技術基準への適合を示す試験データとして、欧州（CE）及び米国（FCC）の認証取得目的で実施された試験データの活用可能性について検討を行った。

検討の根拠情報として、日本・欧州・米国の無線機器の規制枠組み、認証制度、無線LAN等の周波数割当や干渉リスクに関する考え方等を踏まえた上で、技術基準と試験方法の比較検証を行った結果、技術基準及び試験方法の改正を実施することとなった。

無線LAN等の技術基準及び試験方法の見直し

		各項目の概要	技術基準	試験方法
①周波数	(1)割当周波数	無線局に割り当てられた周波数帯の中心の周波数をいう。	必要	試験レポート等の活用可能を明確化
	(2)周波数の許容偏差	割当周波数からの許容することが出来る最大の偏差をいう。	必要	
	(3)占有周波数帯幅の許容値	輻射される平均電力が全平均電力の99%に等しい周波数幅をいう。	必要	欧米基準試験データの活用可能を明確化
	(4)拡散帯域幅	全電力の90%を占める帯域幅をいう。	削除可能	
	(5)拡散率	拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。	削除可能	
②スプリアス	不要発射の強度の許容値	必要周波数帯外における電波の発射であって、そのレベルを低減できるものをいう。	必要	－（換算困難）※
③出力	(1)空中線電力	アンテナに入力される電力をいう。	必要	欧米基準試験データの活用可能を明確化
	(2)空中線電力の許容偏差	指定された空中線電力からの許容することが出来る最大の偏差をいう。	上限：必要 下限：削除可能	
④周波数ホッピング	周波数滞留時間	特定の周波数において電波を発射し続ける時間をいう。	必要	試験レポート等の活用可能を明確化
⑤送信空中線	(1)空中線の絶対利得	入力された電力に対する出力の大きさ（電波の放射効率）をいう。	必要（見直しあり）	メーカー仕様書等の活用可能を明確化
	(2)水平面の主輻射の角度幅	最大輻射の方向における輻射電力との差が最大3デシベルである全角度をいう。	必要	メーカー仕様書等の活用可能を明確化
⑥受信機	副次的に発する電波等の限度	受信状態において空中線から発射される電波の強度をいう。	必要	－（換算困難）※
⑦混信防止機能等	(1)混信防止機能	他の無線システムが発射する電波を検知した場合に、他のチャンネルへ切り替える機能をいう。	必要	試験レポート等の活用可能を明確化
	(2)キャリアセンス	同一システムにおいて、他の無線局が同一チャンネルを使用している場合に、他にチャンネルへ切り替える機能をいう。	必要	試験方法を見直し
⑧信号の伝送	(1)通信方式	同時に送信を行うことができる者（片方向又は双方向）及びその数（単数又は複数）の別をいう。	削除可能	
	(2)変調方式	データの伝送に最適な電気信号に変換する方式をいう。	削除可能	